

子の氏の変更許可申立てをされる皆様へ



令和8年4月1日以降、離婚時に父母が**共同親権**を選択した場合、15歳未満の子どもの名字（氏）を変える手続には「**父母共同**」での申立てが必要になります。

- 1 子の氏の変更許可申立ては「**父母共同**」で行う（原則）
 - ・ 対象：子が15歳未満の場合
 - ・ ルール：父母双方が「**法定代理人**」として、**連名**で家庭裁判所に申し立てる必要があります。

共同親権の場合、一方の親権者が他方の親権者の同意を得ることなく、無断で申立書に記名押印して申立書を作成すると**刑事罰**に問われる可能性があります。

2 裁判所への提出について

- ・ 郵送OK：申立書は郵送で提出可能です。
- ・ 裁判所からの確認：
申し立て後、裁判所から父母それぞれに電話や書面で内容の確認（照会）が行われることがあります。

3 許可が出た後の戸籍の届出も「**父母共同**」で行う

- ・ 裁判所から許可（審判）が出たら、市区町村役場に「**入籍届**」を出します。
- ・ この届出も、原則として**父母共同（連名）**で行う必要があります。

※ 具体的な届出手続の詳細は、お住まいの市区町村役場の戸籍担当へお問い合わせください。

4 費用と必要書類

- ・ 収入印紙：子ども1人につき800円。
- ・ 切手：申立先の家庭裁判所にお問い合わせください。
- ・ 必要書類：申立書、子どもの戸籍謄本、父・母の戸籍謄本（離婚の記載があるもの）など

裁判所HP

